

改正

平成3年3月20日条例第12号

平成4年3月19日条例第17号

平成5年3月18日条例第11号

平成6年3月24日条例第11号

平成25年12月17日条例第50号

調布市特殊疾病患者福祉手当条例

(目的)

第1条 この条例は、特殊疾病患者に対し、調布市特殊疾病患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の心身の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊疾病 原因が不明で治療方法が未確立な疾病及びこれに準ずる疾病で規則で定めるものをいう。
- (2) 特殊疾病患者 特殊疾病のため治療を受けている者をいう。
- (3) 保護者 特殊疾病患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は特殊疾病患者の親権を行う者若しくは後見人であつて、特殊疾病患者を現に保護（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。）しているものをいう。

(支給要件等)

第3条 手当は、市内に住所を有する特殊疾病患者に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特殊疾病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

- (1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当にあつては、前々年の所得）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に定める控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
- (2) 調布市中心身障害者福祉手当条例（昭和49年調布市条例第36号）の規定により受給している

とき。

3 前項第1号に規定する所得の範囲及び当該所得の額の計算方法は、規則で定める。

(手当の額)

第4条 手当は、月額5,500円とする。

(受給資格の認定)

第5条 第3条第1項及び第2項に規定する要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間等)

第6条 支給期間は、前条の規定による申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月（第3条第2項第2号に該当したときは、当該月の前月）までとする。

(支払時期等)

第7条 支払時期は、毎年4月及び10月の2期とし、それぞれの月の前月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条第1項及び第2項に規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者がいるときは、既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第8条第2号又は第3号に該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当するとき。

(状況調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、認定を受けようとする者又は受給者若しくは保護者

に対し、認定若しくは支給に必要な書類の提出及び報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(申請等の代行)

第12条 第5条の規定による申請及び第10条の規定による届出は、当該行為を行おうとする者に代わって、その者の保護者が行うことができる。手当の受領に関する行為についても、また同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成2年4月30日までに認定を受けた者に対する支給期間については、第6条の規定にかかわらず平成2年4月分からとする。

附 則 (平成3年3月20日条例第12号)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例の規定による手当の額は、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月19日条例第17号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例の規定による手当の額は、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月18日条例第11号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例の規定による手当の額は、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月24日条例第11号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例の規定による手当の額は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月17日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年10月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例の規定により受給している者のうち次の各号のいずれかに該当するもの（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該各号のいずれにも該当しなくなったもの（以下「満額移行者」という。）を除く。以下「特例受給者」という。）については、改正後の条例第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成26年10月から平成27年9月までの月分の手当を支給するものとする。この場合において、改正後の条例第4条中「5,500円」とあるのは、「2,500円」とする。

(1) 改正後の条例第3条第2項各号のいずれかに該当する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

4 前項の規定による受給資格は、特例受給者が、市内に住所を有しなくなったとき、又はこの条例の施行の際、現に改正後の条例第3条第2項第2号に該当しておらず、かつ、施行日以後に同号に該当したときは、消滅する。

5 満額移行者にあつては附則第3項各号のいずれにも該当しなくなったとき、特例受給者にあつては前項に規定するときに該当したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

6 前4項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。